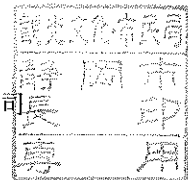


静岡市告示第 443 号

本市内の字の区域を変更する告示の一部を次のとおり訂正するので、告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

静岡市長 難 波 喬 司



令和 8 年 7 月 17 日付けで行った地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定による本市内の字の区域を変更する告示（静岡市告示第 431 号）のうち、清水区三保字貝島に編入する区域の面積を次のとおり訂正する。

訂正前

清水区三保字貝島に編入する区域

清水区三保字貝島 4025 の 16 及び 4025 の 17 の地先公有水面埋立地

57,802.22 平方メートル

訂正後

清水区三保字貝島に編入する区域

清水区三保字貝島 4025 の 16 及び 4025 の 17 の地先公有水面埋立地

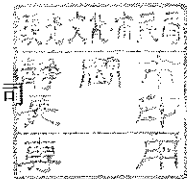
57,807.22 平方メートル

静岡市告示第 431 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 17 日

静岡市長 難波 喬 司



清水区三保字貝島に編入する区域

清水区三保字貝島 4025 の 16 及び 4025 の 17 の地先公有水面埋立地

57,802.22 平方メートル

上記地番は、令和 8 年 4 月 22 日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の淡色地図」を下地にしたものである。